

令和6年度 第10回庁議要旨

日時：令和6年8月20日（火）

午前9時～午前9時25分

会場：庁議室

〔報告事項〕

1 児童福祉法の改正に伴う石巻市かもめ学園条例の整理について（保健福祉部）

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援体制強化等のため、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）が令和4年6月15日に公布、令和6年4月1日に施行された。

児童福祉法の改正に伴い、石巻市かもめ学園条例等について所要の規定の整理を行うもの。

(1) 主な内容

児童福祉法の改正に伴い、引用する条文の項ずれを改める。

石巻市かもめ学園条例の改正

改	正	現	行
(指定管理者による管理) 第2条（略） 2（略） (1)（略） (2) 児童発達支援等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、 <u>同条第3項</u> に規定する放課後等デイサービス及び <u>同条第5項</u> に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。） (3) 障害児相談支援（児童福祉法 <u>第6条の2の2第6項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。） (4)～(6)（略）		(指定管理者による管理) 第2条（略） 2（略） (1)（略） (2) 児童発達支援等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、 <u>同条第4項</u> に規定する放課後等デイサービス及び <u>同条第6項</u> に規定する保育所等訪問支援をいう。以下同じ。） (3) 障害児相談支援（児童福祉法 <u>第6条の2の2第7項</u> に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。） (4)～(6)（略）	

(2) 今後の予定

令和6年9月 市議会第3回定例会に石巻市かもめ学園条例の一部改正について提案

（令和6年4月1日遡及適用）

石巻市かもめ学園条例施行規則の一部改正（令和6年4月1日遡及適用）

2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴う関係条例の改正について（保健福祉部）

国のデジタル臨時行政調査会が決定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」において、アナログ規制の点検・見直しをすることとされていることを踏まえ、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）が公布され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正された。

内閣府令の改正に伴い、石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

(1) 主な内容

石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、国の基準に準じて規定されていることから、今回の府令の改正を機に、国の規定を引用する条文に改めるため全部改正を行う。

(令和5年内閣府令第86号の概要)

ア 重要事項説明文書の交付方法について

保育施設の利用申込者へは重要事項を記した文書を交付して説明を行うこととされており、文書の交付に代えて電磁的方法で提供する場合の規定において「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」としていたものを、新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応するため、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に改める。

イ 重要事項の書面掲示について

従来の施設への重要事項の書面掲示義務に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付ける。

(2) 今後の予定

令和6年9月 市議会第3回定例会に石巻市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部改正について提案（公布の日から施行）

3 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴う関係条例の改正について（保健福祉部）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第18号）が公布され、満3歳以上の保育児童数に対する保育士数の見直しが行われた。

内閣府令の改正に伴い、石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正するもの。

(1) 主な内容

石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、国の基準に準じて規定されていることから、今回の府令の改正を機に、国の規定を引用する条文に改めるため全部改正を行う。

(令和6年内閣府令第18号の概要)

満3歳児の職員配置基準を「児童20人につき保育士1人」から「児童15人につき保育士1人」へ改める。

また、満4歳以上児の職員配置基準を「児童30人につき保育士1人」から「児童25人につき保育士1人」へ改める。

(2) 今後の予定

令和6年9月 市議会第3回定例会に石巻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について提案（公布の日から施行）

4 石巻市投票区再編（案）について（選挙管理委員会）

本市では、平成17年の合併後も選挙人の利便性を考慮し、合併前の投票区数をそのまま適用しており、平成23年の東日本大震災で多くの投票所が壊滅的な被害を受けたことによる投票区の削減後は、投票区的大幅な見直しを実施していなかった。

全国的に投票率の低下が課題となる中、期日前投票の利用実績の増加及び高齢者や障がい者等への配慮など現在の社会情勢に見合った投票環境の整備が必要となっているほか、行財政改革による職員の定数削減が進められていることから、効果的な人員配置を行うとともに、投票支援の充実を図るため、投票区を再編するもの。

(1) 主な内容

ア 再編の方針

- ① 有権者が500人未満の小規模投票区を最大限減少させる。
（国の執行経費基準上において効果的な運用が可能）
- ② 有権者が3,000人を超え、かつ他の投票区と比較して区域が広いような投票区や震災からの復興で人口が集中している地域等に投票区を新設する。
- ③ 投票所の位置は、できる限り選挙人の利便性を考慮した配置とする。

イ 再編の内容

- ① 当日投票所105か所を79か所に再編する。（内訳：本庁▲7、河北▲7、雄勝▲1、河南▲6、桃生▲1、北上▲2、牡鹿▲2、計▲26）

- ② 再編の実施に伴い、新たな支援を実施する。

支援内容

- （ア） 新たな期日前投票所の設置（桃生山田地区）
- （イ） 移動式期日前投票バスの運行（石巻地区半島部、牡鹿、雄勝地区のそれぞれの一部地域）
- （ウ） 当日投票所への無料巡回バスの運行（河北、河南、北上地区のそれぞれの一部地域）
- （エ） イオンモール石巻期日前投票所の開設期間の拡充（現行3日間を6日間に拡大）
- ③ 既存の期日前投票所16か所はすべて継続して開設する。（本庁、6総合支所、4支所、石巻専修大学、離島3か所、イオンモール石巻）

(2) 今後の予定

令和6年10月 パブリックコメントの実施
12月 投票区再編を選挙管理委員会において議決（正式決定）
12月～ 住民への公表及び周知
令和7年4月 市長選挙及び市議会議員補欠選挙から適用

【その他】

- ・市議会第3回定例会の対応について
- ・自衛消防組織総合訓練について

- ・ 定例記者会見について

以上